

## 第 1 2 回伊万里市農業委員会会議 議事録

1. 日 時 平成30年12月3日(月)  
 開会 午後3時00分  
 閉会 午後4時20分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 13名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	○
2	池田 良一	欠	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 6番 力武 正光

10番 前田 節朗

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	松林 豊
農地係	松尾 慎也		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第66号	農地法第5条の申請について	( 8件)
議案 第67号	農地法第4条の申請について	( 6件)
議案 第68号	農地法第5条許可の取消願いについて	( 1件)
議案 第69号	農地法第3条の申請について	( 8件)
議案 第70号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 19件) (農地中間管理事業 5件)	
議案 第71号	農用地利用配分計画の承認について	( 5件)

8. 報告事項

報告 第21号	農地法第18条第6項通知の受理について	( 4件)
---------	---------------------	-------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																								
議長	<p>それでは、ただいまより第12回農業委員会会議を開会します。 本日の会議の欠席者は2番 池田良一委員です。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は、6番 力武正光委員、10番 前田節朗委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0" data-bbox="375 795 1444 1355"> <tr> <td>議案第66号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第67号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第68号</td> <td>農地法第5条許可の取消願いについて</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第69号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第70号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用権設定 通年</td> <td>19件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地中間管理事業</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第71号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>5件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は1つです。 報告第21号 農地法第18条第6項通知の受理について4件 となっております。</p>	議案第66号	農地法第5条の申請について	8件	議案第67号	農地法第4条の申請について	6件	議案第68号	農地法第5条許可の取消願いについて	1件	議案第69号	農地法第3条の申請について	8件	議案第70号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	19件		農地中間管理事業	5件	議案第71号	農用地利用配分計画の承認について	5件
議案第66号	農地法第5条の申請について	8件																							
議案第67号	農地法第4条の申請について	6件																							
議案第68号	農地法第5条許可の取消願いについて	1件																							
議案第69号	農地法第3条の申請について	8件																							
議案第70号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																								
	利用権設定 通年	19件																							
	農地中間管理事業	5件																							
議案第71号	農用地利用配分計画の承認について	5件																							
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第66号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																								
事務局	<p>議案第66号 農地法第5条の申請について御説明します。 議案の1ページ、46番になります。 図面は、案内図が1ページと字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、平面図が4ページ、断面図が5ページになります。</p>																								

<p>事務局</p>	<p>申請地は、大川内町市村地区です。 譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。 許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、47番になります。 図面は、案内図が6ページ、字図が7ページ、土地利用計画図が8ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町市村地区です。 譲受人が、宅地拡張をするための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。 許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、48番になります。 図面は、案内図が9ページ、字図が10ページ、土地利用計画図、平面図が11ページ、立面図が12ページになります。</p>
------------	---

事務局	<p>申請地は、黒川町大黒川地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅建設をするための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が○○○○○○○○○○の周辺の位置に存在しているため、第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)のiii、県庁、市役所、これらの支所を含むから概ね300m以内の区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、49番になります。</p> <p>図面は、案内図が13ページ、字図が14ページ、土地利用計画図が15ページになります。</p> <p>申請地は、松浦町宿分地区です。</p> <p>譲受人が、宅地拡張をするための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(a)住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内にある農地該当します。</p> <p>許可基準としましては、許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、50番になります。</p> <p>図面は、案内図が16ページ、字図が17ページ、土地利用計画図が18ページ、平面図が19ページと20ページ、断面図が21ページと22ページになります。</p>
-----	---

<p>事務局</p>	<p>申請地は、立花町渚地区です。</p> <p>借受人が、ホテルを建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、51番になります。</p> <p>図面は、案内図が23ページ、字図が24ページ、土地利用計画図が25ページ、平面図と立面図が26ページから29ページになります。</p> <p>申請地は、二里町西八谷搦地区です。</p> <p>譲受人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が用途地域内の農地であるため、第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、52番になります。</p> <p>図面は、案内図が30ページ、字図が31ページ、土地利用計画図が32ページ、断面図が33ページ、平面図と立面図が3</p>
------------	---

事務局	<p>4 ページから 39 ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町長浜地区です。</p> <p>譲受人が、建売分譲住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が〇〇〇〇から約 300 m 以内の区域内にある農地であるため、第 3 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の a の (b) の i、鉄道の駅、船舶の発着場から概ね 300 m 以内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 2 ページ、53 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 40 ページ、字図が 41 ページ、土地利用計画図が 42 ページと 43 ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町長浜地区です。</p> <p>借受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 3 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (a) 住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内にある農地該当します。</p> <p>許可基準としましては、許可基準としましては、第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第 66 号 農地法第 5 条の申請は以上 8 件です。</p>
議長	<p>それでは 46 番について、担当委員から説明をお願いします。</p>

5 番委員	<p>譲渡人と譲受人は親子関係で、現在は、譲渡人と譲受人は同居されていますが、別に家を建てたいとのことで、隣の農地に新築をされます。</p> <p>区長、生産組合長の印鑑がございました。私も用水の維持、排水についても営農上問題はないと思いますので承諾しました。協議をお願いいたします。</p>
議長	<p>4 6 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>それでは4 7 番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
5 番委員	<p>譲受人の家の裏の農地を洗濯物干し場として利用したいと来られました。区長、生産組合長の下承がございました。私も確認して用水、排水ともに問題ないと思い署名捺印させていただきました。</p> <p>よろしく協議ください。</p>
議長	<p>4 7 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>それでは4 8 番については、私の担当地区ですので説明いたします。</p>
1 番委員	<p>1 0 ページの字図を見ていただきたい。申請地の北西側に畑があります。この申請地を売ってしまうと畑に行く道がないので、申請地内の北東側に畑の進入路として宅地内道路を確保されています。譲渡人と譲受人ともに了承され申請をされています。その他は、用水、排水とも問題ないと思います。区長、生産組合長の印もあります。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>4 8 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>それでは4 9 番について、担当委員から説明をお願いします。</p>



7 番委員	<p>20年近く空き家になっていた物件を買われるため、購入する土地を確認していたら農地があったということで、その農地を駐車場と庭として利用したいとの事でした。区長、生産組合長の印をもらわれてお見えになりましたので、区長に確認をとったところ問題はないとの事でした。私も現地を確認し営農上は支障はないと印鑑を押しました。</p> <p>よろしく審議ください。</p>
議長	<p>49番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>それでは50番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
9 番委員	<p>この案件は、2ヶ月前に所有権移転による5条申請をされていましたが、本来は賃借権で行うことが正しかったため先月取り直し申請をされたものです。今月、賃借権で改めて申請をされています。申請内容については、前回の内容とほとんど変わっていません。営農上の支障はないと思いますので印を押しています。ご審議ください。</p>
議長	<p>50番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>それでは51番について、担当委員が欠席でありますので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>51番について事務局から説明します。アパート建設を計画されています。排水に関しては、雨水は市道に溜桝を通じて排水をする。生活排水、汚水については下水道に接続するということで現地調査を行なっており、排水に関しては問題ないだろうと確認しております。申請書にしましては区長、生産組合長、農業委員さんの印鑑をいただいております。隣接地が二軒ありましてその二軒とも印を押してあります。事務局の確認では問題ないかと思っております。皆様のご審議お願いいたします。</p>

議長	<p>5 1 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>それでは5 2 番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
3 番委員	<p>以前に家が建っていて現在更地になっているところと農地を利用して建売住宅地にするということで見えられました。生活排水等は下水道につなぎ、雨水は道路側溝に流されます。農業用水等も営農にも支障はないと思います。区長、生産組合長の署名もありました。私も問題ないということで承諾いたしました。ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>5 2 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>それでは5 3 番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
3 番委員	<p>ここは太陽光発電施設の設置です。周辺には既に太陽光施設がございます。周りには農地はほとんどなく、営農に支障が出ることはありません。地域の方、生産組合長、区長の印鑑もございましたので、私も確認し印鑑押しました。審議をお願いします。</p>
議長	<p>5 3 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第6 6 号 農地法第5 条の申請8 件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第6 7 号 農地法第4 条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6 7 号 農地法第4 条の申請6 件について御説明します。</p> <p>議案の3 ページ、2 9 番になります。</p> <p>図面は、案内図が4 4 ページ、字図が4 5 ページ、土地利用計</p>

事務局	<p>画図が46ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町市村地区です。 申請人が進入路を建設するための申請です。 なお、許可を得ずに転用していたことに対し、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。 許可基準としましては、申請地は進入路であるため選定地が接続している1ヶ所しかないため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、30番になります。 図面は、案内図が47ページ、字図が48ページ、土地利用計画図が49ページ、平面図が50ページ、立面図が51ページ、断面図が52ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町府招地区です。 申請人が農業用倉庫を建設するための申請です。 なお、許可を得ずに転用していたことに対し、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は農用地区域内農地の農地区分要件、第2の1の(1)のアの(ア)、市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当します。 許可基準としましては、農業施設を建設するための申請である</p>
-----	---

事務局	<p>ため、第2の1の(1)のアの(イ)のb、用途区分の変更に該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、31番になります。</p> <p>図面は、案内図が53ページ、字図が54ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町井手野地区です。</p> <p>申請人が植林をするための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が土地改良事業実施済みの農地であるため、第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施工に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>本申請は植林でありますので、第1種農地のいかなる許可基準にも該当しません。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、32番になります。</p> <p>図面は、案内図が55ページ、字図が56ページ、土地利用計画図と平面図が57ページです。</p> <p>申請地は、大川町長野地区です。</p> <p>申請人が一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当</p>
-----	---

事務局	<p>します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、33番になります。  図面は、案内図が58ページ、字図が59ページです。</p> <p>申請地は、松浦町上分地区です。  申請人が植林をするための申請です。  なお、許可を得ずに植林していたことに対し、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。  許可基準としましては、申請地を山林として管理するための植林であるため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、34番になります。  図面は、案内図が60ページ、字図が61ページ、土地利用計画図が62ページです。</p> <p>申請地は、二里町川東地区です。  申請人が駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。  許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周</p>
-----	---

事務局	<p>辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第67号 農地法第4条の申請は以上6件です。</p>
議長	<p>それでは、29番について担当委員から説明をお願いします。</p>
5番委員	<p>申請者の旧宅で現在は小屋として使われていますが、ここに息子さんが新しく家を建てたいとの事で建設会社に依頼をしたところ、宅地入口が農地のままになっていたため、転用申請をされています。現在も進入路として使用しているため始末書を提出されています。現地を確認しましたが、他の農地に支障が出ることはありません。区長、生産組合長の印鑑もありました。ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>29番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、30番について担当委員から説明をお願いします。</p>
10番委員	<p>以前、田を埋めかけていたのでどうするか聞いたら、埋めて畑にすると言われていたので、様子を確認に行ったところ、途中で計画変更をされ、コンクリートを打って農業用倉庫と資材置き場にする計画になったそうです。そのため、始末書を添付されております。雨水は側溝を整備し道路側溝につながれます。周辺の農地にも支障がないと思います。区長、生産組合長の署名、印鑑もありました。私も問題はないと思い署名、押印しています。</p> <p>宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>30番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、31番について担当委員から説明をお願いします。</p>

10 番委員	<p>以前は水田でしたが、水関係が悪いため畑として維持管理していらっしやいました。ずっと草刈りもされていましたが、本人は高齢、息子は継ぐとも言わないので、今のうちに転用して土地を維持していこうという考えられています。申請人の気持ちもわかります。農地中間管理機構に貸す仕組みもありますが借り手がおそらく無いだろうという事で植林して土地を維持したい考えでしたので印鑑を押しております。</p> <p>宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>3 1 番について事務局より補足説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局より補足説明いたします。この会議の中でこの様なケースはないですが、今回は植林の計画で植林の許可が出来ないようなところに植林の申請がありました。経緯としては昭和34年の土地改良事業なので申請者もここに土地改良事業が入ったという認識がないということ、書類も最後に申請書を市役所に持ってきた時に土地登記簿に記載してあったということ。農業委員さんのところへ書類や話に行ったときはそのことがわからなかった。古い土地改良事業なので何か例外があるのではないかという視点から私も確認いたしました。農地法の運用の中に、手元に資料はお渡ししていませんが、土地改良事業とは何かという例示の中に農業用排水の新設、変更、区画整理、農地または採草放牧地の造成とあるわけですが、農地の造成については昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除くというような一部例外があるということです。今回の工事は昭和34年に事業完了していますので、当然、昭和35年以前ということになります。開墾建設工事にあたるかどうかで可否の判断になるのかなというところで、11月30日に国の機関である九州農政局に農地整備課、市役所でいうところの農山漁村整備課のような組織に確認しました。伊万里市の国営土地改</p>

事務局	<p>良というのは昭和34年から10年くらい後の時代からしかない。本件は昭和35年以前の開墾建設工事には該当しないという回答を得ました。今回の例外規定にはならないというところまでは判明したのですが、最終的に確認したのは法務局に閉鎖登記簿というものがあまして明治時代から土地の履歴が手書きで書いてあるんですが、こちらに昭和36年に井手野土地改良区という組織があつて、もう解散なさっているんですが、その井手野土地改良区が土地改良法による換地処分を行っている記録がありましたので、ここには間違いなく土地改良事業が入っていると確認したところですが10番委員さんの説明にあつたように山の上であつて市街化できるような要因が入ってなくて町公民館からも600～700メートル離れており、最近できた府招インターも山の向こうになるので距離が遠すぎると。市街化の要因が無いので、第2種農地等にすることができないのではないかと。申請者にもその旨を電話で説明しています。ただ当然、許可がほしくて申請を出されているのですが、これは私から言ったんですが、私が言ったから全部が決定ではない、農業委員会の委員さんの決定もありますし、我々農業委員会の先には常設審議委員会、つまり佐賀県農業会議であつたり、佐賀県知事が最終的な意思決定しますので必ずしも取り下げなければならないということではありませんよと。申請者も取り下げずに最後まで審議をしてほしい。そういうことでありましたので今回、上程したところですがどうも第一種農地という所で今のところ判断せざるを得ない。保安林という山林の種類があります。保安林だと第一種農地でもできる。第一種農地であると受け入れるとして許可が出来る転用はないかと、農林事務所に電話で確認したら、ここは3反くらいしか土地がない。保安林は基本的に1</p>
-----	--



事務局	0ヘクタールなどそういった規模で保安をしていくので保安林にしてくれと言われても、この周辺は山林がないので、隣接は田んぼと竹林。保安林は望めないだろうとの回答でした。そこは本人に言っていないが確認はしています。事務局で確認した分は以上です。
議長	54ページの字図を見ていただくと、昔、区画整備をしたような感じで、ある程度、田んぼとして四角になっている。事務局が調べられた話をされたんですが、昭和34年頃であるため許可して良いのか、皆様から話を聞いて賛否を取らせてもらいたい。
12番委員	施行後何十年になりますか？
事務局	50年くらい
12番委員	結局これを知ってる世代がない。今現在、鳥獣被害で山間部は荒れ放題で、ほとんど水関係もないと思われる、水路、ため池関係。このしがらみが続いていくと荒れ放題になっていく。申請してあるとおり、荒れる前に自分が元気なうちに植林して守っていきたいという。その辺りは考えて条件緩和をやるべきではなかろうかと思います。うちのあたりも中山間地とか圃場整備も一反ないくらいにしてありますが、あと10年も経たないうちに同じ状況になる。中山間地とか荒れ放題になる前に植林でも許可したほうがいいんじゃないか。
議長	今回の申請地が50年位前の土地改良事業でされているようで、10番委員さんがこの集落の先輩方々にお聞きしても皆さんわからないというくらいの昔の話です。
10番委員	議長の言うとおりです。私も15歳年上の方に聞いてみましたが、「私は知らない親父の時代だろうね」と言われました。行ってみればわかりますが段々畑です。若い人は不便なところでは作らないと思います。よろしく願いいたします。

議長	他に意見のある方お願いします。
13 番委員	周りは整備してあるんでしょ。杉だったら隣接地の方はいいんですか。
10 番委員	隣接者が数名いらっしゃいます。その方々にも了解の印鑑をもらってあります。区長、生産組合長の印鑑もございます。問題ないと思います。
5 番委員	今の申請者の隣の同意はあるということですが、隣の農地はどうなっていますか。耕作されていますか。
10 番委員	ほとんど耕作されていません。一枚梨畑がありますが、そこも恐らく長くはされないかと。あの辺は同じようになるかと思えます。
14 番委員	この件に当てはまるかわかりませんが、白野に私の祖父の時代に耕地整備と言って田んぼを整備して八畝割れして、そこは全部田んぼが四角形になっている。たぶん60年ぐらい前と思う。そこは今、土地開発区域でどんどん家が建っている。先日も太陽光で農地転用があった。この件は地元の方がいいと言えど何の問題もないんじゃないか。隣接者も承諾している。白野が八畝割れで何十枚と耕地整備を昔にされていますが、今は関係なく農地転用できるわけです。これは南波多だから農振区域に入っているかもしれないですが都市化がすすんだら白野のように問題なく、地元の方がそれで問題ないと言えどいいのではないかと。
議長	ここは第1種農地に該当する地域と言いましたよね
事務局	そうです、言いました。
14 番委員	実際この辺りは耕作してないんでしょ。

事務局	<p>第1種農地に該当して土地改良事業に入っていたとしても、そのあと市街化が進んで駅ができるとか白野だったらほとんど用途地域が設定されてる。そうすると第1種農地が第2種農地、第3種農地となっていく。南波多も何かしら開発があれば将来的に第2種農地、第3種農地になる可能性はある。あくまで現段階で市街化が無いからという事です。府招地区に府招インターが出来たのですが、もともと第1種農地で転用できなかったんですが、インターができたことで半径300m以内は第3種農地、転用できるようになったわけです。そういったことが今後あればできると思いますが。現状では我々事務局も車でなかなか入って行けなかった。道はありますが崩れており車で入って行けず歩いて行った。委員さんの言っていることはわかります。心情として感じている。</p>
12番委員	<p>この前農地パトロールしたでしょ。それで非農地扱いにならないか。第2種農地へ変更とか。</p>
事務局	<p>将来的にはあり得るかと思います。今の現状は結構きれいです。管理、草刈りをがんばっておられたから。例えば水が無い、地形があまりに悪いなどそういった所で非農地判断をしたところってあると思うんですね。管理が今のところ行き届いていても道が壊れているとか、そういった所で出来ないかと思ったんですが。今のところ、申請地のう上に申請者が作っている畑があるんです。1筆だけ残している所があると思うんですが、畑として利用しているので、周辺をいきなり非農地の判断はどうかと思います。荒らすつもりはないはず、申請者は荒れる前にとおっしゃっているので。現場を転用農地確認に行ってみると、道の具合が気になって、登り道があって我々軽バンで行くんですが、私の運転の拙さもあって途中で危ないから止めました。軽トラックなら行けるかもしれませんが。そのへん若干気になりました。上からは来られない、下からしか登れない。それを</p>

事務局	理由にどうかかと、今話を聞いてちょっと思ったところです。この申請は時間があるので最終的な不許可、許可になったとしても1ヶ月半かかる。その時間内にそういった検討をする手はあるのかなと。
議長	今回申請に上がっておりますので、この後、採決をとって賛成が多ければ、常設審議委員会で審議をして、問題がなければ県に進達する。 もし、賛成者が少なかったら県進達はしない。
事務局	そのあとの非農地の検討をするとしても県には進達はしないといけない。ただ進達をしたとしてもそこから許可・不許可の判断まで1ヶ月くらいあるので。進達してそのあとの期間で検討するということになるのかなと思います。
議長	それでは採決を取らせていただきます。この申請に対して許可相当に賛成の方は挙手をお願いします。 賛成12名（欠席1名、議長） ありがとうございます。 それでは進達する方向で持っていきたいと思います。
議長	続きまして、32番について担当委員から説明をお願いします。
13番委員	現在住んでおられる家の隣の畑に新たに家を建てて、完成したら現在の家を解くということで申請されています。前は道路、後ろは川。排水関係も浄化槽で処理をされており、雨水も後ろの川へ流されます。農地へ迷惑かけることはないと思い印鑑を押しています。区長、生産組合長の印もあります。 ご審議をお願いします。
議長	32番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、33番について担当委員から説明をお願いします。

7 番委員	<p>申請者の父親が亡くなられて申請者に相続をされたときに植林をしていることがわかって手続きをされています。申請人は県外に在住ですが自分で手続きするとの事で5月くらいに来られましたが、忙しかったようで、先月申請を持って来られました。周りは既に山林ですので、他の農地に支障が出ることはありません。区長、生産組合長の印もあり、私も確認して印鑑を押しました。ご審議お願いします。</p>
議長	<p>3 3 番について、御意見、御質問はございませんか。  &lt;なし&gt;  続きまして、3 4 番については事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2 番担当委員が欠席のため事務局より説明いたします。  案内図が6 0 ページになります。申請地と書いてある文字に隠れているのですが、ここに借家があります。この借家に駐車場が無く、家と家の間に停めたりしていたそうです。今回、転用申請をして駐車場を作りたいとの事です。土地利用計画図の6 2 ページのとおり駐車場でありますので、生活排水は発生せず、雨水だけです。近くに川が流れていますのでそちらに自然流下させる申請であります。隣接者、区長、生産組合長の同意の印鑑はいただいております。また農業委員の署名、押印も確認しております。ご審議お願いします。</p>
議長	<p>3 4 番について、御意見、御質問はございませんか。  &lt;なし&gt;  無いようですので、議案第6 7 号 農地法第4 条の申請6 件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。    続きまして、議案第6 8 号 農地法第5 条許可の取消願について事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第68号 農地法第5条許可の取消願いの申請について御説明します。</p> <p>議案の4ページ、4番になります。</p> <p>本件は平成27年3月27日に農地法第5条の許可を受けていましたが、借受人が会社移転に伴い、申請地を使用しなくなったため、貸付人との当初契約に従い借受人により畑に復旧したため、本件許可を取り消すための申請です。</p> <p>議案第68号 農地法第5条許可の取消願いの申請は、以上1件です。</p>
<p>議長</p>	<p>4番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第68号 農地法第5条許可の取消願いの申請1件について承認を戴きましたので、県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第69号 農地法第3条について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第69号農地法第3条の申請8件について説明します。</p> <p>議案は5ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全ての案件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請について、議案5ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>

議長	<p>無いようですので、議案第69号 農地法第3条の申請8件について許可とします。</p> <p>続きまして、議案第70号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第70号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年19件について、御説明します。</p> <p>議案の6～7ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が12名、貸付人が19名で、面積は、田が50,656㎡、畑が4,377㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を8～17ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定通年については以上19件です。</p>
議長	<p>議案第70号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年19件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第70号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年19件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第70号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第70号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業5件について御説明いたします。</p>

事務局	<p>議案は18ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を19～21ページに掲げております。</p> <p>農業公社への利用権設定、貸付となっております、面積は田が3,274㎡、畑が12,607㎡、貸付人は5名となっております。</p> <p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業については、以上5件です。</p>
議長	<p>議案第70号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業5件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第70号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業5件については、申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第71号 農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第71号農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p> <p>議案は22ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提出することとなっております。先程、農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者4名が借り受けることとなっております。詳細は、23ページになります。</p> <p>農用地利用配分計画の承認については以上5件です。</p>



<p>議長</p>	<p>議案第 7 1 号 農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第 7 1 号 農用地利用配分計画の承認については承認を戴きました。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第 2 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第 2 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理 4 件について御説明します。</p> <p>議案は 2 4 ページを御覧ください。</p> <p>2 9 番につきましては、借人の都合により合意解約をされます。解約後は売買の予定であり農地法第 3 条の申請を議案第 6 9 号として上程しております。</p> <p>3 0 番につきましては、貸人の都合により合意解約をされます。解約後は売買の予定であり農地法第 3 条の申請を議案第 6 9 号として上程しております。</p> <p>3 1 番につきましては、借人の都合により、合意解約されます。解約後は貸借の予定であり農地利用集積計画の申請を議案第 7 0 号として上程しております。</p> <p>3 2 番につきましては、借人の都合により、合意解約されます。解約後は貸借の予定であり農地利用集積計画の申請を議案第 7 0 号として上程しております。</p>

事務局	報告第 2 1 号については以上 4 件です。
議長	報告第 2 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理 4 件について、御質問はございませんか。 〈なし〉 無いようですので、これで報告事項を終了します。
	《議事終了》